

こうち労政情報

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画2017年
8月号

中小企業むけ

無料

経営戦略としての「働き方改革」セミナー

9. 13(水) 13:30~16:00

安芸市

総合社会福祉センター

講師 渥美 由喜氏

内閣府地域働き方改革

支援チーム委員

(兼務 ㈱東レ経営研究所)

9. 14(木) 13:30~16:00

高知市 ちより街テラス

9. 20(水) 10:00~12:30

四万十市 中央公民館

■セミナーの内容

経営戦略としての「働き方改革」の具体的な取組手法について、わかりやすくお話しします。

■対象者

中小企業の経営者・管理職等、本テーマに関心をお持ちの方

■お問合せ・お申込み先

高知県経営者協会 高知県地域活性化
雇用創造プロジェクト推進協議会

☎088-821-7788

高知県U・Iターン就職相談会in高知市のご案内

U・Iターンをご希望のご家族・知人の方にも是非お知らせください!

【日時】平成29年8月13日(日) 12:30~16:00 (受付締切15:30)

【会場】高知会館 (高知市本町5-6-42)

【対象】高知県へU・Iターン就職を希望の方(大卒等予定者を含む)とご家族、高知県への移住に興味のある方

【内容】ハローワークの求人情報提供、U・Iターン求職活動ノウハウの提供と就職支援相談、公務への受験・就職相談、県内企業の登録求人情報提供、大学生・保護者の就職相談、地域情報と移住情報相談全般、高知の企業10社との個別面談ブース など

●同時開催「公務就職ガイダンス」13:30~14:40※要事前申込(開催日前日まで)、定員各35名

テーマ「高知県で教員として働く」高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

「高知県職員として働く」高知県人事課



当日は大阪(8:00発)、神戸(9:05発)経由の高知会場行きの無料片道バスが運行します!!

※無料バスのご利用には、8月8日(火)12:00までに事前予約が必要です。

(土日祝日を除く9:00~17:00の間に電話でお申込みください。)

※募集定員35名、参加対象年齢15~69歳(旅行保険適応年齢のため)

※運行に危険を伴う気象条件の場合は、運行を中止することがあります。

【お問合せ・お申込み先】

高知県地域共同就職支援センター(一体的実施事業)

事務局 高知県経営者協会 就職支援室

〒780-0870 高知市本町4-1-16 高知電気ビル別館2F

TEL:088-871-0987 E-mail:keikyo@syushokushien.jp



外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください

法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!

事業主の
皆様へ

若者の技能検定

2・3級実技試験手数料が減免されます

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定を受ける際の技能検定試験手数料（実技試験）が、平成29年度後期試験より、一部減免されることとなりました。

例)	・3級を受験する35歳未満の在校生の受験料	全職種とも	2,900円
	・2級を受験する35歳未満の方全員	職種により	4,100～8,900円

★厚生労働省ホームページにも、減免の対象者など、技能検定制度に関する詳しい情報を掲載していますのでご参照ください。

技能検定制度



高知県雇用労働政策課(能力開発担当) 電話(088)823-9765

事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは
～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

お困りの場合は、高知県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換サイト

検索



労務改善 Q&A

<No.34>

Q. 子供の治療費のための給料の前払いについて

子供が大きな病気にかかった社員が、「治療費がかさんだため給料を30万円前払いしてもらいたい」と申し出てきました。応じなければならないでしょうか。

A. 非常の場合の費用に充てるのであれば、既に働いた分の給料は支払う必要があります。

労働者から出産、疾病、災害等の非常の場合の費用に充てるために給料の前払いの請求があれば、使用者は支給日前でも既に働いた分は支払う必要があります。この「非常の場合」には、労働者の収入によって生計を維持する者の疾病も含まれます。したがって、仮に給料が月末締め翌月払いの場合、支給日前に請求があれば、前月分とその月に既に働いた分の給料額を、支給日以後に請求があれば、その月に既に働いた分の給料額を支払うこととなります。

なお、既に働いた分の給料額が請求額より少なければ、働いていない分まで前払いするかどうかは会社の判断になります。身分的拘束や労働の強制を防止するため、働くことを条件に金銭を前貸して給料と相殺することは禁止されていますが、真に労働者の便宜のためであれば、前払いは可能ですので、社員の事情を考慮し、可能な範囲での対応を検討されてははいかがでしょうか。

高知県労働委員会
☎088-821-4645

〒780-0850
高知市丸ノ内2-4-1県庁北庁舎4F

お気軽にご相談ください！

